島根・三田谷（さんただに）Ⅰ遺跡

1 所在地　島根県出雲市上塩冶町半分

2 調査期間　一九九八年度調査　一九九八年（平10）四月～一二月

3 発掘機関　島根県教育委員会（埋蔵文化財調査センター）

4 調査担当者　熱田貴保・岡田充哲

5 遺跡の種類　集落跡・郡衙関連遺跡

6 遺跡の年代　縄文時代後期～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

（今市・木沢）

遺跡は出雲市南郊に位置し、神戸川右岸の標高約一四mの低台地上に立地している。過去の調査で木簡・封緘木簡状木製品・墨書土器・円面硯などが出土している（本誌第一七・一九・二〇号）。

九八年度は五年にわたった調査の最終年度で、低台地上とその縁辺を調査した。台地上では古墳時代以前の遺構のほかに、七、八世紀のものを含むと考えられる掘立柱建物を一五棟検出した。中でも小型の総柱建物の数が一〇棟と多く、一般の集落とは様相が異なる。

台地の縁辺部では、九七年度に木簡や墨書土器が出土した溝の続きを、延長約七〇mにわたって調査した。この溝は幅約三m深さ約一・五mを測る大溝で、低湿な谷と高燥な台地を隔てるように流下している。出土遺物は七～一一世紀の時代幅があるが、量的には七世紀後半～八世紀に集中している。この中には「神門」「麻奈井」と記した墨書土器や斎串・石製丸鞆などがある。今回報告する木簡二点は、この溝を切り込んだ砂混じり粘質土層から出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1)　「八野郷神門米□〔代カ〕　□　(148)×22×5　019

(2)　「高岸三上マ茂×　(91)×22×5　019

二点とも表は削りによる調整が施されているが、裏面は未調整で、上端は切り折りと思われる。全長は不明だが、二点とも幅、厚みが同じである。原材は異なるが、ともに柾目。

(1)の「八野郷」は『出雲国風土記』にある神門郡八野郷で、現在の出雲市矢野町周辺に比定されている。それに続く人名の下に、五文字分程度の空白を置いて、一文字確認できる。神門は神門郡を本

領とする氏族で、『出雲国風土記』同郡条の末尾に大領神門臣の署名があるほか、天平一一年「出雲国大税賑給歴名帳」（正倉院文書）では、同郡に神門臣族・神門部が、出雲郡に神門が見られる。

(2)の「高岸」は神門郡高岸郷で、現在の出雲市塩冶町に高西の遺称がある。『風土記』によると神亀三年（七二六）に「高崖」から「高岸」に表記を改めたとある。(1)と同じく、地名の下に人名が続くが、途中で欠損している。三上部は天平一一年「出雲国大税賑給歴名帳」の出雲郡・神門郡に見られる氏である。

今回出土した二点の木簡は形態、法量、記載方法の点で共通しているが、過去の調査で出土した木簡にも同種のものがある。九四年度調査出土の木簡「高岸神門」（本誌第一七号）は幅がやや広いが、今回報告の(2)と同じ郷を記し、「神門」以下は人名と考えられる。続く九五年度調査出土の木簡「出雲積豊□」（本誌第一九号）の場合、原形が判明しないが、類推すればこれは人名で、その上に郷名が記されていたものと考えられる。

以上のように神門郡内の郷名を記した木簡が複数出土したことなどから、三田谷Ⅰ遺跡は単なる集落ではなく神門郡衙に関連した施設があったと考えられる。

なお、九八年度には神戸川左岸にある出雲市古志本郷遺跡で、神門郡庁の一角と思われる遺構が発見された。遺構の重複関係から前後二期に分けられるが、厳密な時期決定や郡衙施設の構造の解明など今後の調査の進展が待たれる。

三田谷Ⅰ遺跡から出土した木簡は、神門郡衙と周辺諸施設との関係を考える上で重要な資料となろう。

釈読にあたり奈良国立文化財研究所舘野和己氏、当センター平石充氏のご教示を得た。特に舘野氏には調査指導の当日に(1)の木簡が出土し、現地で釈読いただいた。

9　関係文献

島根県教育委員会『斐伊川放水路発掘物語 Part5』（一九九九年）

（熱田貴保）

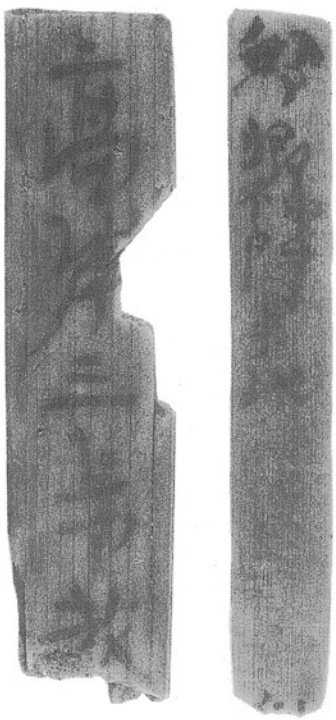

(1)　(2)